

# 「自分が元気であるうち」に「今からなにをすべきか」 いっしょに考えてみませんか

問合せ／長寿応援課 内線2493

自分の子どもや家族の将来を想像したとき、どのような想いを持つでしょうか。「自分が認知症になってしまったら」、「自分がいなくなったあとの家族の暮らしはどうなるのか」という不安感もあるのではないのでしょうか。子どものために、家族のために自分が今からできることを、いっしょに考えてみませんか。

## 志木市後見制度利用促進事業・志木市障がい者理解促進事業講演会 兼 要介護高齢者等ネットワーク会議研修会、市民後見人養成公開講座 「親なきあと」「自分なきあと」について考え備える講演会

高齢者も障がい者も安心して生活するための「成年後見」や「民事信託」、「公正証書遺言」など、それぞれがどのような制度なのか、自分が元気な今だからこそ、子どもや家族のためにもいっしょに考えてみませんか。

演題／親なき後の「高齢の親と子の財産管理と相続」を考える

とき／6月27日(木) 13時～16時 ところ／市民会館 講師／<sup>えんどう えいじ</sup>遠藤 英嗣さん(弁護士)

▼補助犬制度の説明、障がい者団体のパネル展示なども同時開催

申込み・問合せ／6月20日(木)までに直接、FAXまたはメールで後見ネットワークセンターへ

▼要事前申込み。市内在住・在勤者が優先

## 求む！身近な暮らしのパートナー「市民後見人」

### 市民後見人とは

市民後見人とは、一般の市民の中で一定のカリキュラムを受講した後、家庭裁判所から選任を受けた後見人で、市内では現在、県内最多の延べ6人が活躍しています。複雑な法律問題や係争がなく、弁護士や司法書士といった法律の専門職でなくても対応できる案件を引き受けます。地域に根ざした後見活動ができるため、本人の生活や思いを把握しやすく、きめ細かい対応ができる制度として期待されています。

### 市民後見人養成講座

基礎研修や実践研修、市民後見人の活動内容や書類作成の演習などを行います。

とき・ところ／8月24日・31日、9月7日・14日・21日の各土曜日  
9時～16時30分・市役所(ほかに実践研修などあり)

応募資格／・市内在住・在勤の20歳以上70歳未満の人

- ・高齢者、障がい者の福祉に熱意がある人
- ・原則、すべての講座を受講できる人(やむを得ず欠席する場合、次年度以降補講を受ける意思のある人)

▼弁護士、司法書士、社会福祉士など、専門職として後見人活動ができる人は対象になりません。

定員／50人程度

受講料／2,000円(テキスト代)

申込み・問合せ／8月16日(金)までに、電話またはFAXで後見ネットワークセンターへ

## 市民後見人をご紹介します！



<sup>もとかわ よしひろ</sup>  
元川 嘉博さん  
(館在住・71歳)

平成22年度養成講座を受講し、現在市民後見人として活躍中です。

「受講生募集の記事を見てこれだと思いました。活動しなければ地域ケアの世界

を知ることはなかったでしょう。」と話す元川さんは、さまざまな専門職とタッグを組み、財産管理や日常生活の見守りをしています。

## ご利用ください！後見ネットワークセンター(市役所1階)

☎(456)6021    ☎(471)7092    ✉koken@city.shiki.lg.jp

後見制度全般、家庭裁判所への提出書類の書き方などについて、社会福祉士及び精神保健福祉士と、週2回の弁護士または司法書士が相談を受けます。

福祉専門職が対応／月曜日～金曜日 9時～17時

法律専門職による相談／毎週火・金曜日 13時～17時

毎月第1・3月曜日 13時～17時

※祝休日などにより、相談日が変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。電話予約の人を優先します。